

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容																																																
教育庁 教育振興室 保健体育課	行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあつた。  施設名：大阪府立漕艇センター					検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。	未登載の事案について公有財産台帳に登載を行った。 また、「大阪府公有財産台帳等処理要領」及び「公有財産台帳等管理システム 操作マニュアル」を用いて、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を実施し、周知徹底を行った。 今後は、使用許可を行ったものについては、許可事務処理と同時に公有財産台帳に登載することとし、再発防止を図る。																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>3.31㎡</td> <td>モバイルWiMAXサービスの為の基地局一式</td> <td>30,020円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>21.42㎡</td> <td>ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式</td> <td>193,960円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.09㎡</td> <td>ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式</td> <td>1,500円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>自動販売機1台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>360,720円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料			許可期間	建物	3.31㎡	モバイルWiMAXサービスの為の基地局一式	30,020円	H31.4.1～R2.3.31	建物	21.42㎡	ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式	193,960円	H31.4.1～R2.3.31	土地	0.09㎡	ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式	1,500円	H31.4.1～R2.3.31	建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	360,720円	H31.4.1～R2.3.31	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b>                      (使用状況の確認)                      第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (使用許可又は貸付状況)                      第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。                      2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があつたときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>																										
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																																			
建物	3.31㎡	モバイルWiMAXサービスの為の基地局一式	30,020円	H31.4.1～R2.3.31																																																			
建物	21.42㎡	ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式	193,960円	H31.4.1～R2.3.31																																																			
土地	0.09㎡	ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式	1,500円	H31.4.1～R2.3.31																																																			
建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	360,720円	H31.4.1～R2.3.31																																																			
	※ 本件、全て公有財産台帳では許可期間が、「H30.4.1～H31.3.31」のまま放置されていた。  施設名：大阪府立体育会館																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>自動販売機6台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>3,299,940円</td> <td>(注1) H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>自動販売機2台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>2,299,960円</td> <td>(注2) H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>無線機、モデム等(32.97㎡)</td> <td>携帯電話基地局</td> <td>739,690円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>34.01㎡</td> <td>売店営業</td> <td>1,307,880円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>16.06㎡</td> <td>事務室</td> <td>360,280円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>45.04㎡</td> <td>事務室</td> <td>1,010,440円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>44.06㎡</td> <td>E S C O事業用機器設置</td> <td>494,200円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>64.97㎡</td> <td>事務室</td> <td>1,457,460円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>自動販売機1台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>68,680円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料			許可期間	建物	自動販売機6台	自動販売機の設置	3,299,940円	(注1) H31.4.1～R2.3.31	建物	自動販売機2台	自動販売機の設置	2,299,960円	(注2) H31.4.1～R2.3.31	建物	無線機、モデム等(32.97㎡)	携帯電話基地局	739,690円	H31.4.1～R2.3.31	建物	34.01㎡	売店営業	1,307,880円	H31.4.1～R2.3.31	建物	16.06㎡	事務室	360,280円	H31.4.1～R2.3.31	建物	45.04㎡	事務室	1,010,440円	H31.4.1～R2.3.31	建物	44.06㎡	E S C O事業用機器設置	494,200円	H31.4.1～R2.3.31	建物	64.97㎡	事務室	1,457,460円	H31.4.1～R2.3.31	建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	68,680円	H31.4.1～R2.3.31		
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																																		
	建物	自動販売機6台	自動販売機の設置	3,299,940円	(注1) H31.4.1～R2.3.31																																																		
	建物	自動販売機2台	自動販売機の設置	2,299,960円	(注2) H31.4.1～R2.3.31																																																		
	建物	無線機、モデム等(32.97㎡)	携帯電話基地局	739,690円	H31.4.1～R2.3.31																																																		
	建物	34.01㎡	売店営業	1,307,880円	H31.4.1～R2.3.31																																																		
	建物	16.06㎡	事務室	360,280円	H31.4.1～R2.3.31																																																		
	建物	45.04㎡	事務室	1,010,440円	H31.4.1～R2.3.31																																																		
	建物	44.06㎡	E S C O事業用機器設置	494,200円	H31.4.1～R2.3.31																																																		
	建物	64.97㎡	事務室	1,457,460円	H31.4.1～R2.3.31																																																		
	建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	68,680円	H31.4.1～R2.3.31																																																		

建物	無線機器、屋内アンテナ、電力ケーブル等 (12.64㎡)	携帯電話基地局	283,710円	H31.4.1~R2.3.31		
建物	39.21㎡	事務室	879,550円	H31.4.1~R2.3.31		
建物	無線機器アンテナ等 (83.05㎡)	携帯電話基地局	1,863,000円	H31.4.1~R2.3.31		
建物	テレビ中継に伴う映像伝送機器一式 (1.12㎡)	テレビ中継に伴う映像伝送	25,270円	H31.4.1~R2.3.31		
建物	自動販売機5台	自動販売機の設置	3,548,880円	H31.4.1~R2.3.31		
建物	貸ロッカー3台 (1.56㎡)	貸ロッカー	35,100円	H31.4.1~R2.3.31		
建物	無線機器、屋内アンテナ、電力ケーブル等 (12.66㎡)	携帯電話基地局	284,140円	H31.4.1~R2.3.31		
<p>※(注1~2)は公有財産台帳に登録記録が全くなかった。  (注1~2)以外は、公有財産台帳では許可期間が、「H30.4.1~H31.3.31」のまま放置されていた。</p>						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月3日から同年7月11日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																													
教育庁 文化財保護課	<p>1 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：大阪府立近つ飛鳥風土記の丘</p> <table border="1" data-bbox="513 600 1718 867"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>送電線線下敷 2,982.02㎡</td> <td>送電線 線下敷</td> <td>43,700円</td> <td>(注1) H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.07㎡</td> <td>標識</td> <td>免除</td> <td>(注2) H29.4.1～R4.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注1) 公有財産台帳では許可期間が、「H28.4.1～H29.3.31」のまま放置されていた。 ※(注2) 公有財産台帳では許可期間が、「H24.4.1～H29.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>施設名：史跡伝王仁墓土地</p> <table border="1" data-bbox="513 1016 1718 1310"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>ガス管3本 (34～89m/m) 延べ47.4m</td> <td>地下埋設管 (ガス管3本)</td> <td>3,840円</td> <td>(注1) H30.4.1～R5.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.0636㎡</td> <td>案内板設置</td> <td>免除</td> <td>(注1) H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注1) 公有財産台帳では許可期間が、「H25.4.1～H30.3.31」のまま放置されていた。 ※(注2) 公有財産台帳では許可期間が、「H28.4.1～H29.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所</p> <table border="1" data-bbox="513 1459 1718 1726"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>第1種 電柱1本</td> <td>電柱の設置</td> <td>1,700円</td> <td>(注1) H30.4.1～R5.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.46㎡</td> <td>歩道・擁壁</td> <td>免除</td> <td>(注2) H29.4.1～R4.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注1) 公有財産台帳では許可期間が、「H25.4.1～H30.3.31」のまま放置されていた。 ※(注2) 公有財産台帳に登録記録が全くなかった。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	送電線線下敷 2,982.02㎡	送電線 線下敷	43,700円	(注1) H31.4.1～R2.3.31	土地	0.07㎡	標識	免除	(注2) H29.4.1～R4.3.31	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	ガス管3本 (34～89m/m) 延べ47.4m	地下埋設管 (ガス管3本)	3,840円	(注1) H30.4.1～R5.3.31	土地	0.0636㎡	案内板設置	免除	(注1) H31.4.1～R2.3.31	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	第1種 電柱1本	電柱の設置	1,700円	(注1) H30.4.1～R5.3.31	土地	0.46㎡	歩道・擁壁	免除	(注2) H29.4.1～R4.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>(貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳への登録及び更新登録を行った。また、貸付契約書の貸付数量の誤りについては、正しい数量で契約変更を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																												
土地	送電線線下敷 2,982.02㎡	送電線 線下敷	43,700円	(注1) H31.4.1～R2.3.31																																												
土地	0.07㎡	標識	免除	(注2) H29.4.1～R4.3.31																																												
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																												
土地	ガス管3本 (34～89m/m) 延べ47.4m	地下埋設管 (ガス管3本)	3,840円	(注1) H30.4.1～R5.3.31																																												
土地	0.0636㎡	案内板設置	免除	(注1) H31.4.1～R2.3.31																																												
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																												
土地	第1種 電柱1本	電柱の設置	1,700円	(注1) H30.4.1～R5.3.31																																												
土地	0.46㎡	歩道・擁壁	免除	(注2) H29.4.1～R4.3.31																																												

施設名：大阪府立弥生文化博物館

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
建物	公衆電話 (卓上型) 1台	公衆電話設置	3,990円	(注1) H31.4.1～R2.3.31
建物	自動販売機 1台	自動販売機設置	18,680円	(注2) H31.4.1～R2.3.31
土地	0.3225㎡	案内板設置	免除	(注3) H31.4.1～R2.3.31
土地	0.18㎡	バス停留所表示用 看板1基	600円	(注4) H31.4.1～R2.3.31
土地	第1種 本柱1本 支線1本	電柱の設置	3,400円	(注5) H30.4.1～R5.3.31
土地	電話柱2本	電話柱の設置	3,000円	(注6) H30.4.1～R5.3.31

※(注1～4) 公有財産台帳では許可期間が、「H28.4.1～H29.3.31」のまま放置されていた。

※(注5～6) 公有財産台帳では許可期間が、「H25.4.1～H30.3.31」のまま放置されていた。

施設名：大阪府立近つ飛鳥博物館

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
建物	公衆電話 (卓上型) 1台	公衆電話設置	3,990円	(注1) H31.4.1～R2.3.31
建物	16.76㎡	飲食物類の販売	121,500円	(注2) H31.4.1～R2.3.31

※(注1～2) 公有財産台帳では許可期間が、「H28.4.1～H29.3.31」のまま放置されていた。

施設名：御勝山古墳

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間

(使用許可又は貸付状況)  
 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  
 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。

土地	5,252.89㎡	御勝山公園	免除	H31.4.1～R2.3.31
----	-----------	-------	----	-----------------

※ 公有財産台帳では許可期間が、「H28.4.1～H29.3.31」のまま放置されていた。

施設名：史跡舎密局跡

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
土地	75.29㎡	道路敷地	免除	H31.4.1～R6.3.31

※ 公有財産台帳では許可期間が、「H26.4.1～H31.3.31」のまま放置されていた。

2 借用財産について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあつた。

施設名：鶴田池東遺跡瓦窯収蔵庫

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	堺市西区菱木3丁地内	106.8㎡	収蔵庫 (鶴田池東遺跡 瓦窯)	免除	H29.4.1 ～ R4.3.31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「H24.4.1～H29.3.31」のまま放置されていた。

施設名：岸和田収蔵庫

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	岸和田市磯上町1丁目46-2	1,626.45㎡	高架下 物件設置	免除	H30.4.1 ～ R5.3.31

※ 公有財産台帳に登録記録が全くなかつた。

施設名：大阪府北部地域埋蔵文化財遺物収

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	摂津市鳥飼中1丁目38	0.1m未満 84m	水道管設置	免除	(注1) H31.4.1 ～ R6.3.31
土地	摂津市鳥飼中1丁目38 (鳥飼仁和寺大橋高架下)	1,053.25㎡	高架下 物件設置	免除	(注2) H30.4.1 ～ R5.3.31

※（注1）公有財産台帳では借用期間が、「H26. 4. 1～H31. 3. 31」のまま放置されていた。  
 ※（注2）公有財産台帳では借用期間が、「H25. 4. 1～H30. 3. 31」のまま放置されていた。

施設名：史跡伝王仁墓土地

種別	所在地	借用数量	借用目的	年 間 借用料	借用期間
土地	枚方市藤阪東町2	1本	路側標識設置	免除	H29. 4. 1 ～ R 4. 3. 31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「H24. 8. 21～H29. 3. 31」のまま放置されていた。

施設名：史跡舎蜜局跡

種別	所在地	借用数量	借用目的	年 間 借用料	借用期間
土地	大阪府中央区大手前3-1先	1基	顕彰碑・記念碑 史跡・舎蜜局跡 標柱	免除	H31. 4. 1 ～ R 6. 3. 31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「H26. 4. 1～H31. 3. 31」のまま放置されていた。

3 府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に登録されていなかった。また、当該貸付契約書の貸付数量に誤りがあった。

施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所

種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間
土地	誤) 4,571.13m <sup>2</sup> 正) 4,572.13m <sup>2</sup>  ( 使用権割合 770m <sup>2</sup> /3,400m <sup>2</sup> )	非営利	事務所	(注1) 2,682,100円	H30. 4. 1 ～ R 5. 3. 31

※（注1）年間貸付料は平成30年度分（H30. 4. 1～H31. 3. 31）を記載している。  
 令和元年度分は公有財産台帳（土地）の価額改定に伴い貸付料も改定されている。  
 （令和元年度年間貸付料2,679,400円）

--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
港高等学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 489 1593 646"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>0.67㎡</td> <td>災害時避難所表示板・津波避難施設表示板(正門扉)</td> <td>免除</td> <td>平30.4.1～ 令5.3.31</td> </tr> </tbody> </table>					種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間	工作物	0.67㎡	災害時避難所表示板・津波避難施設表示板(正門扉)	免除	平30.4.1～ 令5.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>本件について、公有財産台帳に登録をした。          今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間													
工作物	0.67㎡	災害時避難所表示板・津波避難施設表示板(正門扉)	免除	平30.4.1～ 令5.3.31													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月27日）



対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容									
山本高等学校	下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。						<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p><b>【公有財産事務の手引】</b> 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に借用登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="468 489 605 569">種別</th> <th data-bbox="614 489 813 569">所在地</th> <th data-bbox="822 489 991 569">借用数量</th> <th data-bbox="1000 489 1199 569">借用目的</th> <th data-bbox="1207 489 1377 569">借用料 (年額)</th> <th data-bbox="1386 489 1679 569">借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="468 575 605 730">土地</td> <td data-bbox="614 575 813 730">八尾市山本町北2丁目1番</td> <td data-bbox="822 575 991 730">3,335㎡</td> <td data-bbox="1000 575 1199 730">学校運動用地</td> <td data-bbox="1207 575 1377 730">3,000,000円</td> <td data-bbox="1386 575 1679 730">平30.4.1 ～平31.3.31</td> </tr> </tbody> </table>						種別			所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間	土地	八尾市山本町北2丁目1番	3,335㎡	学校運動用地
種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間												
土地	八尾市山本町北2丁目1番	3,335㎡	学校運動用地	3,000,000円	平30.4.1 ～平31.3.31												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月24日）